

令和五年第三回臨時会（自
令和五年五月八日）

草津町議会臨時会会議録

草津町議会

令和五年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和五年
第三回臨時会

草津町議会議録目次

招集告示	一
第一号（五月八日）	
議事日程	三
会議に付した事件	五
出席議員（十一名）	五
欠席議員（なし）	六
説明のため出席した者	六
事務局職員出席者	六
町長挨拶	七
議会事務局から年長議員紹介	九
臨時議長挨拶	九
臨時議長により議員自己紹介・町側紹介	一〇
開会及び開議の宣告	一五
議事日程の報告	一六
仮議席の指定	一六

選挙第一号 議長選挙の執行について	一六
議長当選承諾及び挨拶	一九
議事日程の報告	二〇
議席の指定	二〇
会議録署名議員指名	二〇
会期決定	二一
選挙第二号 副議長選挙の執行について	二一
副議長当選承諾及び挨拶	二四
常任委員会委員の指名	二四
特別委員会の設置	二六
特別委員会委員の指名	二七
議会運営委員会委員の指名	二八
選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について	三〇
選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について	三一
選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について	三二
議案第一号く議案第七号の一括上程、説明	三三
議案第六号及び議案第七号の質疑、討論、採決	三九
議案第一号く議案第五号の委員会付託	四二
付託議案にかかる委員長報告	四三
議案第一号の質疑、討論、採決	四七

議案第二号の質疑、討論、採決	四七
議案第三号の質疑、討論、採決	四八
議案第四号の質疑、討論、採決	五一
議案第五号の質疑、討論、採決	五三
報告第一号の報告	五七
報告第二号の報告	五九
閉議及び閉会の宣告	六〇
署名議員	六一

草津町告示第二十三号

第三回草津町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和五年五月一日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和五年五月八日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

選挙第一号 議長選挙の執行について

選挙第二号 副議長選挙の執行について

選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について

選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について

選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について

議案第一号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第一次）

議案第二号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）

議案第三号 工事請負契約の締結について

議案第四号 工事請負契約の締結について

議案第五号 工事請負契約の締結について

議案第六号 草津町監査委員の選任について

議案第七号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

報告第一号 町長の専決処分事項の報告について

報告第二号 町長の専決処分事項の報告について

議席の指定について

常任委員会委員の指名について

特別委員会の設置について

特別委員会委員の指名について

議会運営委員会委員の指名について

第一日
五月
八日
(月曜日)

本
会
議

令和五年第三回草津町議会臨時会議事日程（第一号）

令和五年五月八日（月曜日）午前十時開会

- | | |
|----|----------------------|
| 第一 | 町長挨拶 |
| 第二 | 事務局長から年長議員紹介 |
| 第三 | 臨時議長挨拶 |
| 第四 | 臨時議長発議により議員自己紹介・町側紹介 |
| 第五 | 開議 |
| 第六 | 議事日程の報告 |
| 第七 | 仮議席の指定 |
| 第八 | 選挙第一号 議長選挙 |
| 第九 | 議長就任挨拶 |
- 追加
- | | |
|----|-------------|
| 第一 | 議事日程の報告 |
| 第二 | 議席の指定 |
| 第三 | 会議録署名議員指名 |
| 第四 | 会期決定 |
| 第五 | 選挙第二号 副議長選挙 |

- 第六 副議長就任挨拶
- 第七 常任委員会委員の指名
- 第八 休憩（常任委員会 委員長・副委員長の互選）
- 第九 特別委員会の設置
- 第十 特別委員会委員の指名
- 第十一 休憩（特別委員会 委員長・副委員長の互選）
- 第十二 議会運営委員会委員の指名
- 第十三 休憩（議会運営委員会 委員長・副委員長の互選）
- 第十四 選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について
- 第十五 選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について
- 第十六 選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について
- 第十七 議案上程
- 議案第一号から議案第七号まで
- 第十八 議案第六号・議案第七号 質疑・討論・採決
- 第十九 議案第一号から議案第五号 委員会付託（別紙付託案）
- 第二十 休憩（総務観光常任委員会・民教土木常任委員会・温泉温水対策特別委員会開催）
- 第二十一 付託議案にかかる委員会報告
- 総務観光常任委員長
- 民教土木常任委員長
- 温泉温水対策特別委員長

- 第二十二 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第二十三 議案第二号 質疑・討論・採決
- 第二十四 議案第三号 質疑・討論・採決
- 第二十五 議案第四号 質疑・討論・採決
- 第二十六 議案第五号 質疑・討論・採決
- 第二十七 報告第一号 町長の専決処分事項の報告について
- 第二十八 報告第二号 町長の専決処分事項の報告について
- 第二十九 閉 議
- 第三十 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

十一番	九番	七番	五番	三番	一番				
宮崎	湯本	金丸	安井	有坂	直井				
謹一	晃久	勝利	尚弘	太宏	新吾				
君	君	君	君	君	君				
	十番	八番	六番	四番	二番				
	黒岩	上坂	小林	市川	安齋				
		国	純	祥					
	卓	由	一	史	努				
	君	君	君	君	君				

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	総務課長	石坂恒久君
企画創造課長	田中浩君	税務課長	熊川一記君
住民課長	堀田高史君	観光課長	宮崎健司君
健康推進課長	和田修君	福祉課長	中澤一夫君
土木課長	川島和武君	生活環境課長	宮崎雄一君
会計管理者	一場礼子君	上下水道課長	岡田薫君
こどもみらい課長	高井洋一君	温泉課長	関亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
愛町部付課長(社会福祉協議会事務局長)	宮下耕次君	総務課主任	田中芙由美君

事務局職員出席者

議会議務局長 萩原健司
議会議書記 新田美幸

◎町長挨拶

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

議員の皆様、このたびはご当選、誠におめでとうございます。

私は、議会事務局長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会に先立ちまして、町長より当選のお祝いのご挨拶がございます。

黒岩町長、よろしくお願いいたします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 皆さん、おはようございます。

このたび草津町議会議員に当選をなされました十一名の議員の皆様、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。心よりお祝いを申し上げます。心よりお祝いを申し上げます。心よりお祝いを申し上げます。心よりお祝いを申し上げます。

私が今さら申し上げるまでもございませんが、議会は審議議決機関、そして行政は全ての予算の執行権、提案権を持つているということでございます。その中の町長の職権というのは今申し上げましたように全ての予算の提案権、執行権は町長にあります。そして、特別職を含め、職員の人事権も私にあります。さらに業者の、工事を行いますけれども、指名権についても町長の専権事項でございます。行政というのは全ての執行権を予算について持っているということでもあります。

そういう中、議会の役割というのは、行政が道を外さない、暴走しないという意味もあります。今は行政も議会も同じ立場で町民の皆様方にとのようにしたらこの町が発展し、またここで暮らす町民がいかにその町民であることに誇りを持って

るような町づくりをしていくかにかかっているものと、このように思っている次第でございます。

行政の役割、そして議会の役割、性格上まるつきり違いますけれども、お互いの共通する点はいい町づくりにするところにあるかと思えます。そういう中、今草津町は様々な問題、課題を抱えております。一番は万代鉱源泉が昨年の秋頃から、その前から大変減水をいたしました。今でも約五千二百リッターしか湧出しておりません。八千から見ると大分落ちてはいるわけですが、何としてもこの工事をしたいと思っております。後に皆様にご提示いたしますけれども、今の湧出量で間に合うように、高温泉のタンクを百五十トン、それから供給温泉の温度を百五十トンのタンクを造り、仮に、今の湧出量でも今度の冬を乗り越えられるような仕組みづくりを考えておりますが、それと同時に、何としてもいろいろな業者を使って、万代鉱の中の点検に移ってまいりたいと思っております。

今日、東京工業大学が電磁記録等の中で山に入り、その山の調査は十年前行ったわけでありまして、科学的な検証から、さらに東京工業大学が進めてくれるというふうになっているわけでございます。また、ゴールデンウィークの前、三月、四月には大変多くのお客様が入ったら、今度は水が足りなくなったということで、本当に今までで経験したことのない問題に課題として取り組んでいかなければなりません。

さらに、今進めておりますのが立体交差、そして温泉門大駐車場、そして元町通りの活性化をするための町づくり等々を進めておまして、これは十月には完成いたします。道路の幅員を狭める工事、その雰囲気づくりのためには旧スーパーはりやのところまで今年に延伸するつもりでおります。また、天狗山のパルスゴンドラを含めた展望レストランの新たな設置等もございます。これらを含めて十一月には完成をしてみたいと思っております。

さらには、クリーンセンターの建て替えも共同化でしていかなければなりません。そして、下水道の処理、六十九億の大金をかけて今これは進んでおるわけでありましてけれども、これも進めていかなければなりません。草津町には直ちに取り組んでいかなければならない諸問題が山積しております。行政、議会、立場は違いますが、町民の幸せのためにお互いに頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に今回の当選、誠におめでとうございます。
以上です。

◎議会事務局長から年長議員紹介

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

◎議会事務局長（萩原健司君） 本臨時会は一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

年長であります宮崎謹一議員をご紹介します。

宮崎議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 宮崎謹一君 議長席に着く〕

◎臨時議長挨拶

◎臨時議長（宮崎謹一君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました宮崎でございます。もう皆様ご存じのとおり、大変皆様方のご支援によりまして、十三回の当選という大変長い当選の期数をいただきました。よろしくお願いたします。

それでは、年長議員ということで、私のほうが臨時議長として進めたいと思います。

地方自治法第百七条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。座らせていただきます。

◎臨時議長発議により議員自己紹介・町側紹介

○臨時議長（宮崎謹一君） それでは、会議に先立ちまして、このたびの選挙におきましてお互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますので、初めの方もいらつしやいますので、この際、ご登壇の上、自己紹介をお願いしたいと思います。順番に申し上げますので、登壇の上、よろしくお願いいたします。

初めに、直井新吾議員より順次お願いいたします。
直井議員。

〔一番 直井新吾君 登壇〕

○一番（直井新吾君） おはようございます。今回初めてこの台に立たせていただきました直井新吾でございます。

十一人の議員の中で六十歳の私が初めてというのもちよつとあれですけども、皆さんとともに、十一人の議員さんとともに、町民の幸せのために何ができるか、そういう方針で議会に参加させていただきます。皆さんの協力と行政の皆様のご協力の下、町民が幸せになる、観光客が喜ぶ、そういう町づくりを目指していきたい。それには、やはりいいことはいい、悪いことは悪い、是々非々、そういう中で公約にもうたわせていただきましたので、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、安齋努議員。登壇の上、ご挨拶お願いします。

〔二番 安齋 努君 登壇〕

○二番（安齋 努君） おはようございます。二期目となりました安齋と申します。よろしくお願いいたします。

二期目と申ししても、私、補選のほうで上がらせていただきましたので、まだまだ分からないことがたくさんございます。一年やらせていただいて、私、町民の方々にもチラシで入れさせていただきましたが、一年目を忘れないということ、一年目いっぱい汗をかかせていただきました。二年目以降も町のために、町民のため、観光客のために一生懸命働きたいと思えます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、有坂太宏議員。登壇の上、ご挨拶お願いいたします。

〔三番 有坂太宏君 登壇〕

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂太宏です。

二期目になりますが、一期目の初心を忘れることなく、町民の皆さんのご意見を行政に届けるため、頑張つてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、市川祥史議員。登壇の上、挨拶お願いします。

〔四番 市川祥史君 登壇〕

○四番（市川祥史君） 市川祥史でございます。

二期目を迎えまして、四年前の初心に立ち返り、草津町のため、町民のためにできることを全てやっていきたいと思えます。今後また四年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、安井尚弘議員。登壇の上、挨拶お願いします。

〔五番 安井尚弘君 登壇〕

○五番（安井尚弘君） 安井尚弘でございます。

私は草津に来ましてから四十八年ぐらいになりますけれども、一か所の職場で四十五年間いまして、あまり町のこと、行政のことが分からなかったわけですが、やっと行政のほうに参加させていただきまして、薄らぼんやりということですが、まだ未熟でございますけれども、これから勉強しまして、少しでも観光草津、そして住みよい草津町にさせていただくように努力させていただきます、このように思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、小林純一議員。登壇の上、挨拶お願いします。

〔六番 小林純一君 登壇〕

○六番（小林純一君） 小林純一です。

三期目になりました。途中ちよつと間抜けた時期もありましたけれども、去年補選でまた復活し、今回も当選させていただきました。町民の声を行政に届ける、それが議員の一番の役割だと思っております。これからも町民の皆様の下、足を運んで、いろいろな声を吸い上げて、また行政に反映していけるよう頑張つてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、金丸勝利議員。登壇の上、挨拶お願ひします。

〔七番 金丸勝利君 登壇〕

○七番（金丸勝利君） おはようございます。金丸勝利です。

三期目当選をさせていただき、この場に立っております。私、議員になつてから何をするか、町民の声をしっかりと行政に届けるパイプ役として働く、それが私自身の使命だと思っております。ともかく草津町の発展のため、また町民の生活を守るために、しっかりと四年間働いていきますので、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、上坂国由議員。登壇の上、挨拶お願ひします。

〔八番 上坂国由君 登壇〕

○八番（上坂国由君） 皆さん、おはようございます。上坂国由と申します。

一度空きましたが、四期目を迎えることができました。議員の仕事は当然であります。課せられたものに関しては何も責任を持ってやる、そんなつもりでまいりました。新しい四年間をどうぞよろしくお願ひいたします。上坂でございます。よろしくお願ひします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、湯本晃久議員。登壇の上、挨拶お願ひします。

〔九番 湯本晃久君 登壇〕

○九番（湯本晃久君） おはようございます。四期目となります湯本晃久でございます。

町的意思決定を担う一員として、しっかりと建設的な提言を続けてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、黒岩卓議員。登壇の上、ご挨拶をお願いします。

〔十番 黒岩 卓君 登壇〕

○十番（黒岩 卓君） おはようございます。六期目を迎えました黒岩卓です。

町民の皆様を支えられて六期目、ここに立っております。草津町の現在のにぎわい、そしてこれからの発展に対して微力ながら力を尽くしていきたいと思えます。どうぞよろしく願いします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 最後に、仮議長を仰せつかりました私のほうからご挨拶を申し上げます。この席をお借りしてでございます。

○十一番（宮崎謹一君） ただいま十名の皆さんからご挨拶をいただきました。大変皆様方、それぞれの草津町に対する思いを語っていただき、これから四年間すばらしい議会が行われていくことと考えております。特に先ほど町長からもお話しございましたように大変重要な四年間でございます。私も皆様とともに、今までの経験を生かして、しっかりと頑張ってまいります。先ほど安井議員から草津へ来て四十八年という話がございましたが、私は議員になって四十八年ということでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） それでは、議員の挨拶は終わりました。

続きまして、町当局の部課長の紹介を福田副町長からお願いたします。よろしく願いたします。

○副町長（福田隆次君） どうも皆さん、このたびはご当選、誠におめでとうございます。

私、今仮議長のほうから指名いただきました副町長の福田隆次でございます。どうぞよろしく願いたします。それでは、初議会に当たりまして、町当局の職員の紹介をしたいと思いますので、よろしく願いたします。

教育長。

○教育長（富澤勝一君） 教育長を仰せつかつております富澤勝一であります。このたびはご当選おめでとうございます。どうぞよろしく願いたします。

○副町長（福田隆次君） 総務課長。

○総務課長（石坂恒久君） 総務課長の石坂恒久と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 総務課長。

○税務課長（熊川一記君） 税務課長の熊川一記と申します。このたびはおめでとうございました。よろしく願います。
す。

○副町長（福田隆次君） 企画創造課長。

○企画創造課長（田中 浩君） 企画創造課長の田中浩と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（和田 修君） 健康推進課長の和田修と申します。今後ともよろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 福祉課長。

○福祉課長（中澤一夫君） 福祉課長、中澤一夫と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 住民課長。

○住民課長（堀田高史君） 住民課長の堀田高史と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 観光課長。

○観光課長（宮崎健司君） 観光課長の宮崎健司と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 会計管理者、会計課長。

○会計課長（一場礼子君） 会計課長、会計管理者をやっております一場と申します。よろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 土木課長。

○土木課長（川島和武君） 土木課長の川島和武です。どうぞよろしく願います。

○副町長（福田隆次君） 教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長（白鳥正和君） 教育委員会事務局長の白鳥正和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 教育委員会こどもみらい課長。
 - こどもみらい課長（高井洋一君） こどもみらい課長の高井洋一と申します。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 教育委員会こどもみらい課付課長、ベルツこども園長。
 - ベルツこども園長（橋爪 保君） こどもみらい課長、こども園長の橋爪保と申します。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 生活環境課長。
 - 生活環境課長（宮崎雄一君） 生活環境課長の宮崎雄一です。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 温泉課長。
 - 温泉課長（関 亘君） 温泉課長の関亘と申します。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 上下水道課長。
 - 上下水道課長（岡田 薫君） 上下水道課長の岡田薫と申します。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 愛町部付課長、社会福祉協議会事務局長。
 - 社会福祉協議会事務局長（宮下耕次君） 社会福祉協議会事務局長、宮下耕次と申します。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 改めまして、議会事務局長。
 - 議会事務局長（萩原健司君） 議会事務局長の萩原健司です。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（福田隆次君） 以上が特別職二名、十五課十七課長のご紹介でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 以上です。
- 臨時議長（宮崎謹一君） ただいま町当局の部課長の紹介が終わりました。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（宮崎謹一君） それでは、ただいまから令和五年第三回草津町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（宮崎謹一君） 臨時議長がやっておりますので、議長選挙終了までの議事日程はお手元に配付の議事日程第一号のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（宮崎謹一君） 続いて、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎選挙第一号 議長選挙の執行について

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、議長選挙を行います。

議長選挙の執行につきましては、事務局長より説明をお願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

選挙第一号 議長選挙の執行について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三条第一項の規定により議長選挙を執行する。

令和五年五月八日、草津町議会臨時議長、宮崎謹一。

地方自治法の規定によりますと、議長及び副議長の選挙を行う場合において、公職選挙法の規定を準用し、投票もしくは議員全員に異議がないときは指名推選の方法を用いることができるという規定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） ただいま事務局長より説明がございました。

投票の方法につきましては、いかがいたしましたでしょうか。
上坂議員。

○八番（上坂国由君） 選挙でお願いします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 一名以上の選挙という意見がございましたので、議長選挙につきましては、選挙によって行うことといたしました。

ただいまより議長選挙を投票により行いますので、議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（宮崎謹一君） ただいまの出席議員は十一名であります。

続いて、立会人を指名いたします。

草津町議会規則第三十一条の規定によりまして、立会人に黒岩卓議員、湯本晃久議員、上坂国由議員の三名を指名いたします。

それでは、事務局より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 投票用紙は皆さん行き渡りましたか。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票に当たりましては、被選挙人の氏名まで記載するようにお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 投票箱の確認は先ほど申し上げました三名の皆様、立合いの上よろしくお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 投票箱の点検はよろしいですか。確認は終わりました。閉じてください。

それでは、投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。ご準備はよろしいですね。

それでは、事務局長から氏名をお呼びしますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 皆さん、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、投票箱を閉鎖いたします。事務局お願いします。

〔投票箱閉鎖〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 続きまして、開票を行います。

黒岩卓議員、湯本晃久議員、上坂国由議員、開票の立合いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（宮崎謹一君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

有効投票数 十一票

無効投票は、ゼロであります。

有効投票のうち、宮崎謹一 議員 六票

金丸勝利 議員 四票

有坂太宏 議員 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。

したがって、宮崎謹一議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○臨時議長（宮崎謹一君） 草津町議会会議規則第三十二条の規定によりまして、議長に宮崎謹一議員が当選したことを告知いたします。

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（宮崎謹一君） それでは、私のほうから当選承諾及び挨拶を申し上げます。

〔議長 宮崎謹一君 登壇〕

○議長（宮崎謹一君） ただいまの議長選挙の当選議員といたしまして、臨時議長を務めておりました宮崎謹一でございます。皆様方のご支持によりまして議長の席を務めさせていただきます。

先ほど町長からお話ございましたように、大変草津町はこれからの四年間いろいろなことが山積しております。議会といたしましても、本当に皆様方の所信を述べていただきましたように、町民のため、そして草津を訪れるお客様のため、それがしつかりとできることによつて、町民経済、そして町民の福祉向上にも役に立つことでもあります。ぜひとも町長

の推進している事業につきまして、それぞれの皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○臨時議長（宮崎謹一君） 以上で臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。十一時十分から再開いたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午前十時四十分

再 開 午前十一時九分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 議事日程につきましては、お手元に配付の追加日程のとおりであります。

◎議席の指定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第三条の規定により、お手元に配付の議席表のとおりであります。ただいまご着席の議席を指定いたします。

それでは、議席が決定されましたので、各議員の氏名表示の仮議席表示を外してください。上についている。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、会議録署名議員を指名いたします。

十番、黒岩卓議員、一番、直井新吾議員、両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会期についてお諮りいたします。会期につきましては、本日一日としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定をいたしました。

◎選挙第二号 副議長選挙の執行について

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、副議長選挙を行います。

それでは、選挙第二号 副議長選挙の執行について説明を事務局長、お願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

選挙第二号 副議長選挙の執行について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三条第一項の規定により副議長選挙を執行する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

先ほどの議長選挙と同様、地方自治法で公職選挙法の規定を準用し、投票もしくは議員全員に異議がないときは指名推薦の二通りの方法がございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま事務局長から説明がありました。議長選挙と同じく、選挙の方法は地方自

治法で投票及び指名推選の二通りの規定があります。いずれの方法といたしますか。

有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 選挙でお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま選挙によると有坂議員から提案がありました。それによりまして、先ほどと同様、副議長選挙の執行につきましては、投票によることと決定をいたします。

ただいまから副議長選挙を投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮崎謹一君） ただいまの出席議員は十一名であります。

続いて、立会人を指名いたします。

草津町議会議規則第三十一条の規定により、立会人に金丸勝利議員、小林純一議員、安井尚弘議員の三名を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮崎謹一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票に当たりましたは、被選挙人の氏名まで記載するようにお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 配付漏れなしと認めます。

続きまして、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（宮崎謹一君） 投票箱の点検の結果、異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。投票用紙に記名をお願いいたします。それでは、事務局長から氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

〔投票〕

○議長（宮崎謹一君） 確認いたします。投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、投票箱を閉鎖いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、開票を行います。

金丸勝利議員、小林純一議員、安井尚弘議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

有効投票 十一票

無効投票 ゼロであります。

有効投票のうち、湯本晃久議員 一票

上坂国由議員 二票

金丸勝利議員 八票であります。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は先ほどと同様三票であります。

したがって、金丸議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開放〕

○議長（宮崎謹一君） 会議規則第三十二条の規定によりまして、副議長に金丸勝利議員が当選したことを告知いたします。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（宮崎謹一君） 金丸勝利議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔副議長 金丸勝利君 登壇〕

○副議長（金丸勝利君） ただいま副議長に任命いただきました金丸です。

議長をしっかりとサポートし、町民のため、また行政の発展のため、しっかりと働いていきます。よろしく願いいたします。

◎常任委員会委員の指名

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、常任委員会委員の指名について説明を事務局長よりお願いします。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

常任委員会委員の指名について。

草津町議会委員会条例第五条第四項の規定により、次のとおり常任委員会委員を指名する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

条例では、総務観光常任委員会及び民教土木常任委員会の二委員会が設置されております。定数は、それぞれ六名ということでございます。その委員につきましては、議長が会議に諮って指名するという条例の規定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、常任委員会委員の指名につきましては、委員会条例第五条第四項の規定によりまして、私のほうから指名をさせていただきます。

総務観光常任委員会、黒岩卓議員、市川祥史議員、金丸勝利議員、安井尚弘議員、安齋努議員、直井新吾議員。以上の六名を指名いたします。

続きまして、民教土木常任委員会の指名をいたします。上坂国由議員、直井新吾議員、湯本晃久議員、小林純一議員、有坂太宏議員、次、私、宮崎謹一であります。以上の六名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時二十七分

再 開 午前十一時三十八分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定をいたしました。私のほうから発表させていただきます。

総務観光常任委員会、委員長、黒岩卓議員、副委員長、市川祥史議員。

民教土木常任委員会、委員長、上坂国由議員、副委員長に直井新吾議員の皆さんに決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

◎特別委員会の設置

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、特別委員会の設置について説明をお願いします。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

特別委員会の設置について。

草津町議会議事委員会条例第四条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

委員会名でございますが、温泉温水対策特別委員会。定数を六名とし、所管事務といたしまして、温泉温水供給事業の管理運営に関する事務ということで、特別委員会を設置したいというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 特別委員会の設置につきましては、草津町議会議事委員会条例第四条の規定により、温泉温水対策特別委員会を設置し、六名で構成し、審査及び調査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の設置につきましては、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎特別委員会委員の指名

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、特別委員会委員の指名を行います。説明を願います。
議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

特別委員会委員の指名について。

草津町議会委員会条例第五条第四項の規定により、次のとおり特別委員会委員を指名する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

温泉温水対策特別委員会委員の指名でございます。この件も先ほどの常任委員会と同様に、議長が会議に諮って指名するという条例の規定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 今、議会事務局が説明したとおり設置をいたしました。特別委員会の委員の指名につきましては、委員会条例第五条第四項の規定によりまして、議長として私から指名させていただきます。

温泉温水対策特別委員会委員といたしまして、黒岩卓議員、安井尚弘議員、上坂国由議員、安齋努議員、直井新吾議員、それと私の六名といたします。

お諮りします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。
暫時休憩といたします。

休憩 午前十一時四十三分

再開 午前十一時四十八分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

温泉温水対策特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、私のほうから発表させていただきます。温泉温水対策特別委員会、委員長、安井尚弘議員であります。副委員長に黒岩卓議員であります。よろしくお願いたします。

◎議会運営委員会委員の指名

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議会運営委員会委員の指名について説明を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

議会運営委員会委員の指名について。

草津町議会委員会条例第五条第四項の規定により、次のとおり議会運営委員会委員を指名する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

この件も先ほどと同様に議長が会議に諮って指名するという条例の規定になっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、定数は六名と規定されております。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 議会運営委員会委員の指名につきましては、先ほどと同様、委員会条例第五条第四項の規定によりま

して、私のほうから指名をさせていただきます。

議会運営委員会には性質上、各委員会の調整という役割もございませぬので、常任委員会、特別委員会の委員長さん、総務観
光常任委員長等々で従来どおりの方法で選任をいたしました。

それでは、氏名を申し上げます。議会運営委員会委員の指名をいたします。黒岩卓議員、上坂国由議員、安井尚弘議員、
湯本晃久議員、市川祥史議員、有坂太宏議員、以上の六名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしの声があります。異議なしと認めます。

ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十一分

再 開 午前十一時五十五分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前を閉じまして再開をいたします。

議会運営委員会の正副委員長が決定をいたしました。私のほうから発表させていただきます。

議会運営委員会、委員長、湯本晃久議員、副委員長、有坂太宏議員でございます。よろしく願ひいたします。
時間が十二時五分前でございますので、一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十五分

再 開 午後一時

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について説明を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

選挙第三号 西吾妻衛生施設組合議会議員選挙の執行について。

西吾妻衛生施設組合規約第五条第二項の規定により、同組合議会議員の選挙を執行する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

一、選挙すべき議員数、三人でございます。

この組合規約においては、各関係町村長及び関係町村において議員の中から選挙された議員をもって充てるという規定になっております。地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法を用いることができると定められておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。この議会からの選任につきましては、今までの議会で恒例となっております順序で指名することです。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、西吾妻衛生施設組合議会議員につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、私のほうから当選人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りします。西吾妻衛生施設組合議会議員については三人とし、氏名を申し上げます。上坂国由議員、金丸

勝利議員、そして議長である私を当選人に指名したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員については、上坂国由議員、金丸勝利議員、そして私、宮崎謹一を当選人と定めることに決定をいたしました。

◎選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について説明を願います。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

選挙第四号 西吾妻福祉病院組合議会議員選挙の執行について。

西吾妻福祉病院組合規約第六条第一項の規定により、同組合議会議員の選挙を執行する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

一、選挙すべき議員数、三人でございます。

この組合規約におきましても、関係町村の議会において議員の中から選挙すると定められております。選挙第三号と同様、指名推選の方法を用いることができると定められておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。西吾妻福祉病院組合議会議員につきましては、先ほどと同様に地方自治法第百十八条

第二項の規定により指名推選とし、私のほうから当選人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。西吾妻福祉病院組合議会議員については三人とし、上坂国由議員、金丸勝利議員、そして私、宮崎謹一を当選人に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻福祉病院組合議会議員については、上坂国由議員、金丸勝利議員、そして私、宮崎謹一を当選人と定めることに決定をいたしました。

◎選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について説明をお願いします。
議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、朗読と説明をさせていただきます。

選挙第五号 吾妻環境施設組合議会議員選挙の執行について。

吾妻環境施設組合規約第七条の規定により、同組合議会議員の選挙を執行する。

令和五年五月八日、草津町議会議長、宮崎謹一。

一、選挙すべき議員数、一人でございます。

この組合規約においては、組合議員は関係町村長及び関係町村の議会において議員の中から選挙された者一人を持って充てるという規定になっております。地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法を用いることができることと定められておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。吾妻環境施設組合議会議員につきましても、先ほどと同様に地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、私のほうから当選人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。吾妻環境施設組合議会議員については、私、宮崎謹一を当選人に指名したいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、吾妻環境施設組合議会議員については、私、宮崎謹一を当選人と定めることに決定をいたしました。

◎議案第一号～議案第七号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号から議案第七号までについて一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第七号までについて一括上程することに決定をいたしました。
続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、総務課長、お願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第一次）。

令和五年度草津町の一般会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百二十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億九千六百八十八万円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきましたまして、一ページ、第一表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金、一千三百六万五千円の増額。

二十一款諸収入、十五万九千円の増額。

下がりまして、下段二ページ、歳出について申し上げます。

三款民生費、三百九十六万八千円の増額。

四款衛生費、九百二十五万六千円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに一千三百二十二万四千円を増額し、歳入歳出それぞれを五十三億九千六百八十八万円にしようとするものでございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 巨君） 議案第二号について朗読、説明を申し上げます。

議案第二号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）。

第一条、令和五年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

第二条、予算第四条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する八億五百三十五万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千二百六万三千円、過年度分損益勘定留保資金一億六千五百六十六万六千円、現年度分損益勘定留保資金一億六千四百七十八万円、建設改良積立金四億七千八百八十四万四千円で補填するものとするに改め、資本的支出予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第一款資本的支出、補正予定額六億百万円を増額し、計八億一千六百一十四万四千円としようとするものでございます。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第三号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第三号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉門建設工事につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回議決を求める契約事項がございます。

対象項目について説明をいたします。

- 一、契約の対象、社会資本整備総合交付金事業草津温泉門建設工事。
 - 二、契約金額、一億一千九百九十九万円。うち消費税額一千九十九万円。
 - 三、契約の相手方、群馬県吾妻郡草津町大字草津二六六一―一四、株式会社武藤組、代表取締役、武藤恭平。
 - 四、契約の方法、指名競争入札。
- 以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第四号、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 続きまして、議案第四号について朗読と説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

令和五年度社会資本整備総合交付金事業草津温泉駐車場トイレ整備工事につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、次のとおり議会の議決を求めらる。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回議決を求めらる契約事項がございます。

対象項目について説明をさせていただきます。

- 一、契約の対象、社会資本整備総合交付金事業草津温泉駐車場トイレ整備工事。
- 二、契約金額、五千九百四十万円。うち消費税額五百四十万円。
- 三、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町一丁目一番地の七、佐田建設株式会社、代表取締役、土屋三幸。
- 四、契約の方法、指名競争入札となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第五号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第五号でございます。

工事請負契約の締結について。

令和五年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、次のとおり議会の議決を求めらる。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、一ページに契約内容が記載されておりますので、朗読をさせていただきます。

- 一、契約の対象は、社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事。
 - 二、契約金額は、六千二百三十七万円。うち消費税額五百六十七万円。
 - 三、契約の相手方は、群馬県吾妻郡草津町大字草津二六六一―四、株式会社武藤組、代表取締役、武藤恭平。
 - 四、契約の方法は、指名競争入札となっております。
- 以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第六号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第六号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第六号 草津町監査委員の選任について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に基づき、草津町監査委員を次のとおり選任した

いので議会の同意を求める。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町監査委員につきましては、二名の方に就任していただいておりますが、今回の草津町議会議員選挙があったことから、議会議員から選出している一名の委員を任命するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長よりご提案がございします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第七号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、議案第七号でございします。

議案第七号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項の規定に基づき、草津町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町農業委員会委員につきましては、定数が九名でございします。任期につきましては、令和五年七月十九日までとなっておりますが、今回の草津町議会議員選挙があったことから、二名の委員に変更が生じ、今回新たに二名の方を任命するため、議会の同意を得ようとするものでございします。

選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長よりご提案がございします。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

◎議案第六号及び議案第七号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第六号及び議案第七号につきましては、人事案件であります。議案の付託に先立ち、直ちに審議をしたいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第六号及び議案第七号については直ちに審議することと決定いたしました。

初めに、議案第六号 草津町監査委員の選任について、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、人事案件でございますので、私のほうから氏名を申し上げさせていただきます。

住所、草津町大字草津二五九番地の三、氏名、小林純一議員を監査役に指名したいと思います。

生年月日は昭和四十七年十月二十九日ということで、参考までに任期は四年ということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 本案につきましては、小林純一議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定により、小林議員の退席を求めます。

〔六番 小林純一君 退場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第六号 草津町監査委員の選任については、ただいま町長から氏名の提案のありました小林議員に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり同意することに決定をいたしました。

小林議員の入場を認めます。

〔六番 小林純一君 入場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま小林純一議員が草津町監査委員に選任されたことを告知いたします。

続いて、議案第七号 草津町農業委員会委員の任命について同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、これも人事案件でございますので、私のほうから説明をいたします。

住所、草津町大字草津二百十四番地、氏名、黒岩卓議員。生年月日、昭和二十四年六月二十六日ということでございます。もう一人選びますけれども、退席になると。

○議会事務局長（萩原健司君） 退席させます。

○町長（黒岩信忠君） ですから、二人同時にやると審議権を奪うことになりますので、一人一人お願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 本案につきましては、黒岩議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定により、黒岩議員の退席を求めます。

〔十番 黒岩 卓君 退場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

議案第七号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、ただいま町長から氏名の提案のありました黒岩議員に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり同意することに決定をいたしました。

黒岩卓議員の入場を認めます。

〔十番 黒岩 卓君 入場〕

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員に申し伝えます。草津町農業委員会委員に選任されたことを告知いたします。

引き続きまして、もう一名の農業委員の選任について、町長から氏名の発表、提案をお願いいたします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） じゃ、もう一名を私のほうから指名いたします。

住所、草津町大字草津四三三番地の七、氏名、市川祥史議員です。

生年月日が昭和四十四年四月十日でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 人事案件でございますので、市川議員の退席を求めます。

〔四番 市川祥史君 退場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から市川祥史議員の氏名の提案がございましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第七号の草津町農業委員会委員の任命につきまして同意することにつきましては、ただいま町長から提案のありました市川祥史議員に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

市川議員の入場を認めます。

〔四番 市川祥史君 入場〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま市川祥史議員が草津町農業委員会委員に選任されたことを告知いたします。

◎議案第一号～議案第五号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第一号から議案第五号まで、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり付託することに決定をいたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時二十六分

再 開 午後三時二十八分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） まず、付託議案にかかる委員長報告を願います。

最初に、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和五年第三回草津町議会臨時会におきまして、当委員会に付託されました議案について、先ほど第一委員会室において慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第三号 工事請負契約の締結について。

本議案は、現在中央通りの起点付近において建設を行っている立体交差の整備に伴い、その修景事業と観光名所の一つを創造することを目的として進めている温泉門整備事業について、令和四年度に実施した一期工事に引き続き、今年度実施する第二期工事の契約締結の承認を求めらるるものであります。

工事の概要といたしましては、中央通りのボックスカルバートを中心にして、湯畑に向かって左側の旧坂田スタンド跡地

に湯滝と足湯の整備工事並びにその周辺の照明施設の整備等を行います。また、湯畑に向かって右側の立体交差の終点付近までの修景工事等を実施する内容となっております。

委員からは、足湯付近に係る照明の点灯時間について質問があり、当局からは、照明設備については近隣住民の治安等も考慮し、減光対策も含め状況によりコントロールをしながら対応する旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第四号 工事請負契約の締結について。

本議案は、現在整備を行っている草津温泉駐車場において、公衆用トイレを設置するため、工事契約の締結を承認いただくものであります。

構造としては木造平屋建て、間取りとしては男性用トイレと女性用トイレ、その他多目的トイレ並びに倉庫を設置するものとなっております。

当局からは、デザインとしては西の河原と同様のイメージで設計しており、床暖房については歩道融雪と共用して行う仕組みとなっているとの説明がありました。

また、十月には竣工式を執り行うこととなっているとの報告であり、委員からは、トイレについては二十四時間開放していただきたい旨の要望がありました。が、当局からは状況を見ながら検討していききたい旨の説明がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、委員長報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会に付託された委員会報告をさせていただきます。

令和五年第三回草津町臨時議会におきまして、当委員会に付託された議案につきまして、先ほど第一委員会室において慎

重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第一号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第一次）（担当項目）でございます。

令和五年度草津町一般会計補正予算において、歳入歳出それぞれ一千三百二十二万四千円を追加しようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金で三百五十八万四千円の増額、衛生費国庫補助金において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金で五百五十一万三千円の増額、衛生費受託事業収入において、新型コロナウイルスワクチン接種事業受託事業収入で十五万九千円の増額、民生費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費分に低所得子育て世帯への給付金事業実施分として三百五十万円の増額、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事務費の部分で低所得者子育て世帯への給付金事業事務分として四十六万八千円の増額となっております。

歳出の主な内容といたしましては、衛生費予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業で九百二十五万六千円の増額、民生費児童措置費では子育て世帯生活支援給付金事業実施分といたしまして三百五十万円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費分として四十六万八千円の増額となっております。

当局からは、新型コロナウイルス感染症に対する対象者人数、開始時期について説明があり、委員からは、接種回数等について質問がありました。当局からは接種内容について説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第五号 工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事の契約でございます。契約予定額が五千万円を超えることから規定により議会の議決を要するものであります。

契約金額は消費税込みで六千二百三十七万円、契約の相手方は株式会社武藤組、契約の方法は指名競争入札による契約と

なっております。

当局からは、凶面資料により工事の概要についての説明がなされました。委員からは、植樹するモミジの大きさや歩道の天然石の表面処理方法、当該計画が年次計画なのか、また工事中の交通規制についての質問があり、当局からは、モミジは成木を植樹すること、天然石の表面は滑らかな加工とすること、当該工事は三年にわたり年次的に計画していること、全面通行止めの際は早めに告知をする旨の説明がなされました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る民協土木常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、委員長報告を願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

先ほど第一委員会室におきまして、出席委員六名、傍聴議員五名で開催させていただきました。

令和五年第三回草津町議会臨時会において当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第二号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）。

本議案は、令和五年度の温泉温水供給事業会計の執行に当たり、資本的支出において温泉貯湯タンク新設工事に六億円、第一配湯所事務所建て替えの設計委託として百万円の増額をしようとするものであります。

委員からは、工期や工事内容についての質問がなされ、当局からは、高温タンク三基、常温タンク三基、いずれも五十トンのタンク計六基を計画しており、十二月に稼働、一月に残工事を予定しているとの旨説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託案件に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第一号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第一次）について質疑を行います。

一号議案について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号 令和五年度草津町一般会計補正予算（第一次）について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第一号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第一次）について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第三号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

三番、有坂議員。

○三番（有坂太宏君） 三番、有坂です。

傍聴させていただいて、先ほど二号議案にもあつたんですけれども、町長この先ほど図面拝見させてもらって、足湯を造るといふことなんですけれども、今、町長も今日の朝のときにも説明いただいたんですけれども、万代鉱源泉の問題がありますよね。二号議案で十二月の完成をめどにタンクを設置するとおっしゃっていましたが、これ足湯の部分、十月から竣工するわけなんですけれども、このときに温泉を使うのか温水を使うのか、はたまた万代鉱源泉この後十二月まで今の湯量で実際供給ができて、ここにも回せるのか。その点どうお考えになつておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 結論から言いますと、十分対応できます。自信を持っております。

一番熱が今足りなくなるのは雪が降る十二月の中旬頃からやはりきつくなつて、融雪に回していくと足りなくなるということでありますけれども、タンクができれば高温泉百五十トン、常温泉百五十トン、計三百トンあれば、私が議会に以前お示ししたとおり十分余剰温泉をもつて対応できると。今現在の五千二百リッターの温泉の湧出量でも対応できるという判断も、最悪の場合でもできるという判断を持っております。

そして、温水というのは考え方なんですけれども、高温泉を冷ます、温度を下げるために熱源を混ぜることなくパネルで熱交換するんですけれども、言い方変えますと副産物的意味でも自動的にあれができるんですね、温水が。ですから、温水をつくるために高温泉が何リッター必要かという考えじゃなくて、高温泉を常温泉に下げるときに自動的に温水が出来上がってくる。その計算式の中でやって、そのように全部で計算しておりますので、自信を持っております。

ですから、当然のことながら、そこに温泉門に足湯、それから滝についても、それは対応できると判断しております。最悪でもできると自信を持って。もしそれができなければ、当然それを優先して滝を落とすつもりはありません。だけれども、自信があるからこそ今ここで話をしているわけでありまして、と同時に、今朝も冒頭で述べましたように、万代鉦の坑道の中にチャレンジをしたいと。抜本的なものを解決していきたい。

私の判断は、五百五メートルある坑道の中の入り口のところに大きな石を幾つか並べて、その坑道の中に空気が入らないように劣化を防ぐために置いたというその石が、基本的に砂防ダムの役目をしているんじゃないかと思うんですね。分かっていることは、五百五メートルの坑道の下から温水が熱水が沸き上がっていることはいろいろな検証から分かっているわけで、ですから、もしかすると坑道内に満杯でお湯がたまっているのかもしれないです。つまり入り口が塞がっているということだと思えます。それを含めて今二つの業者、三社も幾つか入っているんですけれども、その万代鉦の坑道のチャレンジについては違う業者に、できるかどうかやれというふうな形で事務方から話が行っていますけれども、何としても坑道の補修というんですか、その石の取り除きについてチャレンジしていきたいと思っております。

仮にそれが駄目であっても、今年の冬乗り切れる自信は持っております。そのための全部で三百トンのタンクというのは非常に効率のいいもので、四・五時間だけでもたせれば、二十四時間でトータルすれば私の計算で百六十万リッターぐらいの余剰温泉が出ているわけだということ、カロリーのにも十分あるという判断をしておりますので、取りあえずはタンクを造る。それともう一つは、何としても坑道の中のチャレンジをして、元の湯量に戻していきたいという決意を持っております。

以上です。

○三番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（有坂太宏君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

八番、上坂議員。

○八番（上坂国由君） すみません、議案第四号の工事請負契約の締結についてで少しお伺いしたいんですが、こちらのトイレの整備工事についてなんです。

〔「三号」と言う者あり〕

○八番（上坂国由君） ごめんなさい。失礼いたしました。

○議長（宮崎謹一君） 議案第三号についてほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第四号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第四号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

八番、上坂議員。

○八番（上坂国由君） 先ほどは失礼しました。議案第四号 工事請負契約の締結についてご質問いたします。

トイレの整備工事ということなんですが、私の自宅のそばということで見させていただいているんですが、連日、工事のほうを楽しみにしている観光のお客様がいらつしやるようで、連日写真撮影をされている状況なんですね。

ただ、この中で、トイレができることと足湯の関係でいくと、どうしても道路を横断しなければいけない関係になると思うんですね。その中で道路の安全対策について、もう少し町長のほうにお伺いしたいんですが、できればこの横断歩道だけではちよつと不安なところというんですかね、毎日クラクション、大きなクラクション鳴っている中で、どういう安全対策をしていきたいのかなというのをちよつとお伺いできればと。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私も時間がありますと、あえて車で行って、道の駅でUターンしてきて、あそこに来たときに、その横断歩道を今現在、旧セーブオンのところに横断歩道あるんですが、それを温泉門側に、長野原側に少し寄せてきて、その横断歩道入れる計画なんですけれども、かなりのスピードでみんな飛んでくるわけですね。そこにそのままのスピードで

行って、横断歩道でうまく止まれるかどうかという安全性の問題というのは常に考えて、何度もあそこまで行って見ているんですけども、そういう中で、あの部分は国道ですから、県は当然、横断歩道があるところには、それなりに車両を遅くするようないろいろな仕組みづくりを考えてくれると思うんですけども、いずれにいたしましても横断歩道は一所つけます。上坂議員のお店がありますけれども、それからちよつと向こうへ行った程度のところにつけて、足湯のほうへ渡る横断歩道をつけないければならないと、このように思っておりますけれども、安全対策を万全にした上でやっていきたいと。

それと、土手が以前の駐車場は、駐車場というか山になっていて、見通しが全然利かなかつたんですけども、あそこを全部土を取りましたら非常に見通しがよくなってきて、普通ですと曲がろうとするときには目線がそちに行きますから、横断歩行者がいればそれなりに目線に入ってきて、ある程度スピードを落してくれるというふうには判断をしていますけれども、この辺は県と相談しながら、例えばですよ、それがいいかどうか騒音が出ますから、スピードが出たら、がたがたといって振動を与えるようなものを入れたほうがいいのかどうか。この辺については県がプロですから、安全に横断歩道の前でスピード落せるような仕組みづくりを考えて行きたいと思っています。

いずれにいたしましても駐車場ができて、相当数の人が歩いて上坂議員の前のお店のところを横断するということは事実でありますので、何とか行けるとい日は、何度も言いますけれども、私、何度も見に行っているんですよ。大丈夫だろうか。それが一番不安の種なんで。

それともう一つが、今度は温泉門の下のカルバートくぐるときに、曲がって右へ曲がりますから、そのときにどうやってスピード落させるか。それも一つの動線をつくって車を導入していきますから、飛び出さないような形で必然的にスピードはみんな落ちてくると思うんですね。そのようにして、質問の趣旨は横断歩道が安全かどうかということですけども、それを安全のための対策ができる限りどういものが取れるか県と相談しながら進めてまいりたいと思います。それができたおかげで交通事故が多発するようでは本末転倒でありますので、その辺を考えて行きたいと思えます。今日のところはその

ような答弁しかできませんけれども、事故を起こさないように万全を期してやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきます。

○八番（上坂国由君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに議案第四号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第四号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第四号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第五号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

十番、黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） それでは、議案第五号について質疑をいたします。

議案第五号は中央通りの整備ということで予算化されているわけなんですけれども、この整備の中に、道路をせっかくきれいにして歩道もつけて整備するわけなんですけれども、障害者に対する対策みたいなものが何か考えられているんですか。その辺のところを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（宮崎謹一君） 答弁は。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 障害者対策と言われれば、例えば駐車場に止めるでしょう。今話が出ました大駐車場、百台の駐車場造りませけれども、そこから車椅子で湯畑行きたいという人が多分結構いると思うんですね。そういうためには、安全の対策のために路面も靴が滑らない、かつ振動も車にあまり与えないというための取組というか、石畳を今検討しているところがあります。

それともう一つは、身体障害者というともちよつと違うのかもしれないですけども、ベビーカーが小さな車が通ると、どうしても振動が大きくてまた問題が起きるといふことで、非常にどういふものか。最初はタイヤを焼いて貼り付けたらという構想でいたんですけども、タイヤと下のコンクリートの相性が悪くて欠けてしまうということが分かってきましたので、それを諦めて天然石の石で表面をざらつかせた中でやれば、安全に車椅子もしくはベビーカーを通せるということでありまして、そこに黒岩議員の言わんとするのは、例えば黄色い何か線を、点字を入れてというのもし必要じゃないのかという意味にも取れるんですけども、それがどのくらい必要かは、今現在ではその中には設計に入れておりませんけれども、出来上がってみた中で、どうしてもそれが必要というなら、また考えてみるという考えだと思います。今現在それしか答弁ができませんけれども、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） じゃ、再度質問させていただきます。

障害というのは、私が考えているのは車椅子も障害なんでしょうけれども、目の不自由な方なんか安全に歩けるような歩道になっているかって、そういう点をちよつとお伺いしたいんですけども、いかがですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 点字ブロックみたいなあれですかね。今現在は正直言って設計に入れておりません。なぜかというとな非常に歩道が狭く、一・三メートルぐらいしか取れません。今現在もあそこ人が結構U字溝の上を歩いていて、そのほうが滑って逆に危ないということで、今度はそれを、U字溝を暗渠、つまり地下に埋めて、その上に融雪を入れて、きれいであり、かつ安全な滑らない石でやっていきますから、そういう意味では今現在より、はるかに安全性は高くなると思いますけれども、そこに点字ブロックをとすることは、今現在設計に入れておりませんけれども、それがどのくらいそういう人たちが、どこも点字ブロック入れるべきだという意見もあるかもしれませんけれども、ただ歩道が狭いものですから、それが真ん中にどんと入っちゃうと、どうなのかなという思いはありますけれども、やってみた中で不都合があれば考えていきたいと今現在は思っております。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） 点字ブロックが結構長くて幅もあるし、大変だと思わなくては行けませんけれども、目の不自由な方が幅が分からない。だから、ついでやりながら行くわけなんですけれども、どこが境なのか分からないから、その境が分かるような、歩道と道路の車道の境が分かるようなものがあってもいいんじゃないかというような感覚を持つんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） そもそも論で、あの通り見てもらうと分かるんですけれども、全部フラットなんですすよね。ですから、設計上も本当は歩道を上げればいいんですよ。一段高くしてやれば車道と区別できますけれども、これを見ると、どういふことが起きるかというところ、あそこは商店街です。そうすると、商店の人たちがその歩道を乗り上げて自分のところへも入らなければならぬということが現実論として起こるわけですね。段差をつけることが恐らく商店街から反対が出ますから、

そういう意味ではフラットにしてやったほうがうまくいくという判断で歩道も車道もフラットの状態になっております。

ですから、そこに何か突起物どんと高くすることが狭い車道の中で、また歩道の中でうまくいくかどうかというのは、後からでも、どうしても言うなら、できないこともないと思うんですけれども、取りあえずは今のスタイルでやらせていただきたいと思います。

万人に対して、それが理想論なんでしょうけれども、正直言えば例えば通学路も旧東急ホテルのところの狭いところに線を引いただけで、本当は囲えばいいんですけれども、物理的にできないから安全に寄って歩いてくれというような中で草津の特徴というのは道路が狭いですから、その中で目の不自由な人に特化した道路をそこに造れというのがなかなか難しいかなというふうに思っております。

やってみて、何か問題が起きれば石畳で剥げますから、そういうところの後からでもできないことはないですけれども、取りあえず今の段階ですと、今日提案した形の中で当局としては石畳風の滑らない、車椅子、ベビーカーにも、また目の不自由な人に対しても、ある程度そのほうが今までの道路よりは、はるかに安全だと思いますけれども、主観の相違と言われればそれまでになってしまいうんですけれども、取りあえず今の状態で工事が進んでいきますので、やらせていただきたいと思います。

○十番（黒岩 卓君） 最後に。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○十番（黒岩 卓君） 段差をつけろと言っているわけじゃなくて、幅の分かるような何かものが、方法はないかどうかを考えていただきたいということで、それがあるかどうかというのは我々素人じゃ分かりませんから、設計の専門屋さんなんかだったら分かるんじゃないかと思うんで、その辺もちょっと相談してみたいかと思うんですけれども。

○議長（宮崎謹一君） 要望ですか。

○十番（黒岩 卓君） 要望じゃなくて質問です。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 曖昧な答弁できないですから、はっきり言いますけれども、今現在ですと、その要望には応えられませんが、その中でやらせていただいた中で何か問題が起きれば考えていかざるを得ないと。何度も言います。理想の道路が造ればいいんですけども、幅員がもう決まっているものですから、なかなか難しいと。このようにご理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに議案第五号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第一号 町長の専決処分事項の報告について報告をお願いします。

税務課長。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、報告第一号について朗読及び説明をいたします。

町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第百八十条第一項の規定により、議会の議決により指定した草津町税条例の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので同条第二項の規定により報告する。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書がございます。

専決処分書。

地方自治法第百八十条第一項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和五年三月三十一日、草津町長、黒岩信忠。

草津町税条例の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例。

さらに一枚おめくりいただきますと、草津町税条例の一部を改正する条例の改正文が一ページから六ページまでございます。

続いて、七ページに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正文となります。

続きまして、八ページをご覧ください。

こちらに改正理由がございますので、ご説明いたします。

国において地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町税条例並びに都市計画税条例についても法改正に対応した内容に整備するものです。

主な改正内容としては、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期限延長、森林環境税導入に伴う整備及び法改正による条項ずれや軸の整理などとなっております。

また、本改正条例の施行日は、令和五年四月一日となっております。

九ページ以降には、本改正に伴う新旧対照表を添付しております。
以上が報告第一号となります。よろしくお願いいたします。

◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 町長の専決処分事項の報告について報告願います。
住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、報告第二号について朗読と説明を申し上げます。

報告第二号 町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第百八十条第一項の規定により、議会の議決により指定した草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので同条第二項の規定により報告する。

令和五年五月八日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに一枚おめくりいただきますと、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の告示文の写しがございます。

二ページ目は改正理由でございます。

三ページ以降、新旧対照表を添付しており、上段部分が改正であり、下線を引いてある部分が改正箇所となります。

主な内容といたしまして、国民健康保険税の賦課限度額引上げ、後期高齢者医療分につきまして、現行が二十万円のもの
を二十二万円とするものがございます。並びに軽減の拡充といたしまして、対象となる世帯の軽減判定所得の算定額の引上
げとなっております。五割軽減につきまして、現行が二十八万五千円のもの、二十九万円とするもの、二割軽減、現行が五
十二万円のもの、五十三万五千円とするもの、そのほか届出に係る書類の追加並びに規定の適正化となっております。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これからの四年間、新たな議員活動が始まります。そしてまた、山積した町行政に対するいろいろな問題があります。これにつままして皆さんそれぞれが研究し、町民のため、そしてまた訪れるお客様のために議してまいりたいというふうに思っております。議員の皆さんとともに研鑽を重ねて、私も全力で草津町のために頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和五年第三回草津町議会臨時議会を閉会といたします。

なお、四時十五分から第一委員会室において全体会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
大変どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後四時六分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 黒岩 卓

署名議員 直井 新吾